

安全保障理事会決議 2127 (2013)

2013年12月5日、安全保障理事会第7072回会合にて採択

安全保障理事会は、

中央アフリカ共和国(CAR)に関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ決議 2121(2013)を想起し、

CARの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、そして善隣と地域協力の原則の重要性を想起し、

法および秩序の総合的な崩壊、法の支配の欠如、セクト間の緊張に特徴付けられた、CARにおける治安状況の継続している悪化に深い懸念を表明し、そして中部アフリカ地域およびその先における、CARの不安定の結果について安保理の深刻な懸念を更に表明し、そして迅速に対応する国際社会の必要性をこれに関連して強調し、

国際人道法の多様なそして増加している違反および特に元セレカおよびとりわけ「アンチバラカ」として知られている、民兵集団による、裁判外の殺害、強制失踪、恣意的な逮捕および勾留、拷問、女性や子どもに対する性的暴力、レイプ、子どもの勧誘と使用並びに文民に対する攻撃に関与しているものを含む、広範な人権侵害並びに虐待に深刻な懸念を残しつつ、

重大な地域的影響をもった、国際法の下での重大な犯罪、とりわけ戦争犯罪および人道に対する罪を含む、制御できない状況に落下する可能性をもった、全国的な宗教上および民族の分断へ悪化している暴力や報復の新しい原動力およびその危険性に安保理の格別の懸念を強調し、

そのような違反や虐待の実行者の責任を問うための警察、司法および矯正機関の不十分な能力に懸念を更に表明し、

民族および宗教上の集団の構成員やその指導者を標的とした全ての暴力を非難しそして CAR に

おける全ての当事者と利害関係者に対し、国際社会の支援を得て、現場での現在の緊張を緩和することを目的に、共同体間のそして異教徒間の対話に、効果的に支援しまた貢献することを奨励し、

そのような行為のあらゆる実行者は責任を問われなければならないことおよびそのような行為の幾つかは、CAR が当事国である、国際刑事裁判所 (ICC) のローマ規程の下での犯罪に相当する可能性があることをくり返し表明し、そして 2013 年 8 月 7 日の ICC の検察官による声明を更に想起し、

自然遺産を荒らすことについての安保理の非難をくり返し表明しそして野生生物の密猟や取引が CAR における危機をあおる要因の一つであることに留意し、

キンバリー・プロセスによる決定を CAR に中止することに留意し、

CAR における状況に関するまた MISCA の計画立案に関する、2013 年 11 月 15 日付事務総長報告書を歓迎しそして MISCA に対する国際的支援に対する詳細な選択肢に留意し、

暫定当局が一般住民を保護する主要な責任を有していることを想起し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) および 1984 (2009)、子どもと武力紛争に関する安保理諸決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) そして 2068 (2012)、女性、平和および安全保障に関する安保理諸決議 1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、1960(2010)、2106 (2013) そして 2122 (2013) を更に想起しまた CAR における当事者に対し、子どもと武力紛争に関する特別代表並びに紛争における性的暴力に関する特別代表と関与することを求め、

暫定当局が、紛争の解決に関連がある全ての話し合いにまた選挙過程のあらゆる側面に女性の完全且つ平等な参加を確保することの重要性を強調し、

武器取引に関与することおよび傭兵の使用並びに過激なネットワークのための潜在的な温床のような、国境を越えた犯罪活動のために資する環境を提供する CAR における状況の危険性を強調し

決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる CAR における平和および安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

ある程度治安状況に支配的である故に、CAR における神の抵抗軍 (LRA) の活動について継続した懸念を表明し、

CAR における一層悪化している人道状況に安保理の重大な懸念をくり返し表明し、国連職員および人道要員、物品、資産および施設に対するくり返される攻撃並びに人道援助の提供を妨害している結果をもたらした人道援助を略奪することを強く非難し、

人道援助の提供における中立性、不偏性、人間性および独立を含む、人道支援の国際連合指導原則を尊重することの重要性を強調し、

全ての当事者に対し、人道要員および国際連合並びにその関連要員およびその資産の安全を確保するため必要な措置を講じることを促し、

BINUCA の一部として CAR に対する防護部隊の展開を承認している、10 月 29 日付安保理議長の手紙を想起した BINUCA 範囲内の防衛部隊の展開に向けた進展並びに 11 月 5 日に表明したそのような防衛部隊に対する暫定当局の同意を強調している 2013 年 11 月 26 日の事務総長手紙に留意し、そしてこの部隊に対するモロッコ王国の貢献をこれに関連して歓迎し、

「アフリカ主導国際マリ支援ミッション」(以下 MISCA として言及) の展開を承認する 2013 年 7 月 19 日のアフリカ連合平和安全保障理事会 (AU-PSC) の決定並びに 2013 年 10 月 10 日の新しい活動概念の採択を歓迎し、

CAR 危機に関する中部アフリカ諸国経済共同体 (ECCAS) およびその仲介者の現行の取組並びに危機を解決するためのアフリカ連合の取組、および CAR に関する国際コンタクト・グループの取組に対し安保理の感謝の念をくり返し表明し、

CAR のためのヨーロッパ連合 (EU) の強い関与、とりわけ 2013 年 10 月 21 日の外交問題理事会

の結論およびアフリカ平和ファシリテーターの枠組の範囲内で MISCA の展開に対して財政的に貢献するという EU の公約を歓迎し、可能性ある追加の支援に関する EU 内の現行の話し合いを更に歓迎し、

議長ノート（S/2006/997）により提供された指針を念頭に置きつつ、安全保障理事会補助機関課のための専門家名簿を拡大しまた改善するため事務局により行われた取組を歓迎し、

2013 年 11 月 8 日にバンギで開かれた CAR に関する国際コンタクト・グループの第三回会合で、それにより採択された宣言に留意し、

MISCA の展開を支持しまた承認する決議を速やかに採択することを安全保障理事会に促す、2013 年 11 月 13 日の AU-PSC コミュニケに留意し、

平和構築委員会委員長からの 2013 年 11 月 22 日付書簡に留意し、CAR における平和構築の必要性は、安全および人道状況の安定に続いて直ちに対処されることを確保することの重要性を強調し、そして、これに関連して、関連する国際連合および地域的な取組の支援における協力機関並びに関係者の注意と公約を動員することおよび維持することにおける同委員会の役割を強調し、

フランス国による MISCA に対する支援を要請している 2013 年 11 月 20 日の CAR 当局による書簡に留意し、

互いにその調整を改善する CAR において行動しているあらゆる準地域的、地域的および国際的機構の重要性を強調し、

CAR における事態が、国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

## 政治的過程

1. 2013 年 1 月 11 日のリーブルビル合意、2013 年 4 月 18 日のンジャメナ宣言、2013 年 5 月 3

日のブラザビル・アピールおよび 2013 年 11 月 8 日にバンギで開かれた第三回会合で CAR に関する国際コンタクト・グループにより採択された宣言に対する安保理の支持を強調する。

2. リーブルビルで調印された政治協定に従って、首相が、この協定の第 5 条において定められた優先事項を履行する係りである国民統一政府の長であることをくり返し表明しそして全ての当事者に対しこの協定を尊重することを促す。

3. 民主主義、選挙および統治に関するアフリカ憲章、リーブルビル合意、関連する ECCAS 決定および移行のための立憲憲章に従って、暫定機関の長、首相、国民移行評議会（NTC）の長、閣僚および NTC 局の構成員は、憲政秩序を回復することを意図した選挙に参加できないことを更にくり返し表明する。

4. 暫定当局に対し、国際的な基準に一致して、同国の全部の領域全体で、即時の武装解除、宿营地および全ての武装集団の解体のためにあらゆる適切な措置を講じることを促す。

5. 2013 年 8 月 18 日に発効した暫定憲章の第 102 条に定められ、そしてンジャメナ宣言により求められた移行期間の開始の 18 か月後の自由、公正そして透明な大統領および議会選挙の実施を導くものとする、上記第 1 項に言及された移行取極の速やかな実施を要求する。

6. 暫定当局が、移行枠組の主要な要素の実施に向けて、特に 2015 年 2 月までに選挙の準備に関して、限定した進展しかできなかったことを憂慮し、そしてこれに関連して、暫定当局に対し、選挙の準備の成功のための技術的要件を特定することを国際連合に可能にする選挙のための国内当局を速やかに導入することを求める。

7. 暫定当局に対し、サン・エジディオの後援の下で、同国の全ての政治的、社会的および宗教的当事者の間の包括的な国民対話を促進するための信頼に足る枠組として、2013 年 11 月 7 日に移行政府により署名された「共和国合意」を履行することを促し、そして事務総長に対し、CAR 担当事務総長特別代表を通して、暫定当局の仲介能力を高めるたまたまたそのような対話を促進しまた強化するため暫定当局を支援する適切な措置を講じることを要請する。

8. 移行の管理を綿密に監視する安保理の意図を表明しそして事務総長特別代表（SRSG）と ECCAS 仲介者の役割を賞賛する。

9. 憲政秩序を回復することを助けることおよびリーブルビル合意およびンジャメナ行程表並びに選挙過程の実施における現行の政治過程を支援することにおける BINUCA の重要な役割に対する安保理の支持を表明する。

10. 上記第 1 項に言及された移行取極を遅らせ、妨げ若しくは破る試みは、和平過程に対する妨害として考慮されるものとする事および下記第 56 項で定められた適切な措置を課すことを導き出し得ることを決定する。

## **DDR/SSR**

11. 暫定当局に対し、治安部隊に統合されない元セレカの一部および軍や武装集団と関係を有する子どものためのものを含む、武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）若しくは武装解除、動員解除、帰還、社会復帰および再定住（DDRRR）計画を策定し且つ実施することを促す。

12. 暫定当局に対し、人権および国籍に対する尊重を基礎として選ばれた専門的、釣り合いのとれたそして代表制の CAR 治安部隊を再構築するための適切な詳しい調査手続を含む、包括的且つ国民的に所有される治安部門改革（SSR）計画を策定しまた実施することを更に促し、そして暫定当局に対しこれらの目的のために BINUCA および MISCA と協力することを求める。

13. 加盟国、アフリカ連合を含む、地域的および国際的機構、国際連合並びにヨーロッパ連合に対し、治安部門を改革することに向けたその取組において暫定当局に対するその支援を調整することを求める。

## **法の支配**

14. 法の支配を支持するためまた国際人道法違反、国際人権法違反および人権侵害の実行者を訴追するため、警察、司法および矯正機関の能力を強化することの重要性を強調する。

15. 治安の課題に対処しまた国家権力を拡大することを暫定当局に可能にするため彼らに対する支援を強化することの重要性を更に強調する。

## 天然資源の保護

16. 紛争の永久化の原因となる CAR における天然資源の違法な搾取を非難し、そして武装集団、商人および関係するあらゆる他の関係者に必要な圧力を適用することによるものを含んで、これらの違法な行為に終わりをもたらすことの重要性を強調する。

## 人権の促進と保護

17. 住民を脅かしている、武装集団、また特に元セレカの一部、アンチバラカの一部および LRA により犯された、継続した国際人道法違反並びに広範な人権侵害および虐待を強く非難し、そしてそのような違反の行為者は訴追されるべきことを強調する。

18. 暫定当局に対し、人権侵害および虐待並びに国際人道法違反のあらゆる実行者が責任を問われることを、遅滞なく、確実にすることを促す。

19. 宗教間および共同体間の暴力の段階的拡大並びに民族のおよび宗教上の集団の構成員やその指導者を標的とした暴力に深い懸念を表明し、そして CAR における全ての当事者および利害関係者に対して、国際社会の支援を得て、共同体間および異教徒間の対話を強化し、現場での状況の更なる悪化を防止するため協働することを促す。

20. 全ての武装集団、とりわけ元セレカの一部およびアンチバラカの一部が、子どもの勧誘と使用を防止しそして終わらせること、全ての当事者が、解放されたかあるいはその他で軍や武装集団から分離された子どもを犠牲者として守りそして考慮するという安保理の要求をくり返し表明し、また武装集団と関連がある全ての子どもの保護、解放および社会復帰に特別の注意を払う必要性を強調する。

21. 住民を保護する、並びにその領域内の安全と統一を確保する暫定当局の主要な責任を強調し、

そして国際人道法、人権法および難民法の尊重を確保するその義務を強調する。

22. 元セレカの一部およびアンチバラカの一部を含む、CAR における武力紛争の全ての当事者に対し、子どもの勧誘と使用、殺害および傷害、拉致並びに学校や病院の攻撃のような、適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯されたあらゆる違反や虐待を禁止する明確な命令を発することを求め、また暫定当局に対し、実行者の責任を問いつつかかる違反や虐待に責任を有するものが治安部門から排除されることを確実にするため、申し立てられた虐待の時宜を得た調査に関する具体的な公約を行い且つ実行することを更に求める。

23. 元セレカの一部を含む、CAR における武力紛争のあらゆる当事者に対し、性的暴力に対する明確な命令を発することを求め、そして暫定当局に対し、安保理決議 1960 (2010) および 2106 (2013) に一致して、実行者の責任を問いつつ、また利用可能なサービスに対する性的暴力の被害者の迅速なアクセスを促進するため申し立てられた虐待の時宜を得た調査に関する具体的な公約を行い且つ実行することを更に求める。

24. 事務総長が、2013 年 1 月以来の全ての当事者による国際人道法、国際人権法および CAR における人権侵害の報告を直ちに調査し、情報を集め、かかる違反や虐待の実行者の特定を助け、実行者の可能性ある刑事責任を指摘しそして責任を有する者の責任を問うことを確保するのを助けるために、国際人道法と人権法の双方の専門家を含む、初動期間 1 年の国際調査委員会を迅速に設置することを要請し、また全ての当事者に対し、かかる委員会と十分に協力することを求める。

25. 事務総長に対し、本決議の採択の 6 か月および 1 年後に調査委員会の見解について安全保障理事会に報告することを更に要請する。

26. 事務総長に対し、人権高等弁務官 (HCHR) と協力して、CAR に展開された人権監視員の数を増やすために適切な措置を講じることを更に要求する。

27. 加盟国に対し、平和を損ね、政治過程を脅かし若しくは人権の侵害を支援する原因となる活動に参加するため CAR への旅行を自国民の強く思いとどまらせる措置を講じることを奨励する。



## MISCA の展開

28. 本決議の採択後 6 か月で再検討されることになっている、本決議の採択後 12 か月の期間の間 MISCA の展開を承認し、そしてそれは、2013 年 7 月 19 日に採択されそして 2013 年 10 月 10 日に更新された活動概念に一致して、以下の事柄に寄与するあらゆる必要な措置を講じるものとする。

- (i) 適切な措置の使用を通して、文民の保護および治安と公的秩序の回復。
- (ii) 国の安定および国の全領域にわたる国家権力の回復。
- (iii) 必要としている住民に対する人道援助の提供に資する条件の創出。
- (iv) 暫定当局により主導されまた BINUCA により調整された DDR 若しくは DDRRR。
- (v) 暫定当局により主導されまた BINUCA により調整された防衛および治安部門を改革しそして再建する国内並びに国際的な取組。

29. AU 委員会および中部アフリカ地域からの諸国の間で開かれた協議並びに 2013 年 10 月 7 日から 10 日までアジスアベバで開かれた会合の成果を含む、MICOPAX から MISCA への移行のあらゆる側面を完了するための国際連合および加盟国により提供された支援を歓迎する。

30. AU および ECCAS に対し、MICOPAX から MISCA への権力の移行が 2013 年 12 月 19 日に効力を発することを確保することを要請しそして、これに関連して、MICOPAX から MISCA への権限の緊急且つ成功裏に移行することを、AU 委員会が AU-PSC により呼びかけられたことに留意しそして MISCA の新しい指導者の任命を更に歓迎する。

31. 文民活動の保護および対 LRA 作戦の文脈において、BINUCA、アフリカ連合地域タスクフォース (AU-RTF) および MISCA の間の強力な調整および情報共有の必要性を強調する。

32. アフリカ連合に対し、事務総長および他の国際機構並びに危機に関与している二国間協力機関と綿密に調整して、MISCA の展開と活動について 60 日毎に安全保障理事会に報告することを要請する。

33. その職務権限を実行する一方で、CAR の主権、領土保全および統一を十分に尊重してまた適用可能な国際人道法、人権法並びに難民法を十分に遵守して行動する、MISCA および CAR における全ての軍事部隊の必要性を強調しそしてこれに関連した訓練の重要性を想起する。

## 国際的支援

34. ECCAS 諸国により既になされた貢献を歓迎し、アフリカ諸国（MAR）に対し、MISCA がその職務権限を遂行できるように MISCA に対して貢献することを求め、そして加盟国および地域的機構に対し、この目的のためにアフリカ連合、ECCAS、国際連合、部隊要員提供諸国および他の機構並びに資金供与者と綿密に協力することを更に奨励する。

35. 全ての新しいアフリカ部隊が、MISCA の指揮および統制組織に完全に統合されるものとする事、また本決議第 28 項に定められた MISCA の職務権限に従って活動するものとする事を強調する。

36. 暫定当局および CAR における全ての他の当事者に対し、とりわけその職務権限を十分に実行することをそれに可能とするため CAR の領域全体での妨害のない速やかなアクセスをともなった治安、安全および移動の自由を確保することにより、MISCA の展開および活動と十分に協力することを求めまた CAR の近隣諸国に対し、MISCA の職務権限の履行を支援する適切な措置を講じることを更に求める。

## 国連支援

37. 事務総長に対し、MISCA の計画立案および展開において並びに MISCA の活動概念の履行に関して、その指揮および統制並びに行政組織を強化すること、意思疎通と情報の技術的社会資本を改善することおよび必要な訓練を提供することを目的とした MISCA 使節団本部の設置に関して、技術的および専門的助言の提供を高めることを継続することを要請する。

38. 事務総長に対し、爆発性の兵器類の保管を安全にするため、爆発性戦争残存物を取り除くため、あらゆる武器、とりわけ小型武器およびあらゆる型の関連物資並びに通常武器弾薬の処理の違法な拡散に対抗することにおいて MISCA を支援することを更に要請する。

39. BINUCA と MISCA の間の適切な調整手続を確立する必要性を強調する。

40. 本決議の第 37 項と 43 項において示された支援は、非国連部隊に対する国連支援についての国際連合人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDDP) を完全に遵守しなければならないことを強調する。

## 資金提供

41. 地域的機構が、その加盟国による貢献およびその協力機関からの支援を通じたものを含んで、自らの機構の活動のための人的、財政的、兵站的および他の資源を確実にする責任を有していることを強調する。

42. 加盟国および国際的、地域的並びに準地域的機関に対し、MISCA の展開とその職務権限の実施を可能にするためそれに財政的支援および物品での寄付を提供することを求め、そしてアフリカ平和ファシリティーの動員を通して MISCA への財政支援を提供するヨーロッパ連合の意思をこれに関連して歓迎する。

43. 事務総長に対して、加盟国および国際的、地域的並びに準地域的機構が MISCA に対する財政的支援を提供できるものを通して MISCA のための信託基金を設立することを要請しそして事務総長に対して、EU と調整して、特にこの信託基金に対する、可及的速やかな寄付を懇請するためアフリカ連合により準備される、加盟国および関連する国際的、地域的並びに準地域的機構の資金供与者会議の開催を支援することを更に要請する。

44. 加盟国に対して、信託基金の存在は直接の二国間取極の結論を妨げるものではないことに留意しつつ、MISCA のための新しい信託基金に気前よくまた迅速に寄付することを求めそして事務総長と協議したアフリカ連合および事務総長に対し、この信託基金に対する予算要求を提出することを更に要請する。

45. 2013 年 11 月 13 日の AU-PSC コミュニケが、MISCA の展開および活動に対して支援を提供することを約束している AU の二国間および多数国間協力機関に対するその感謝の念を表明していることに留意する。

## PKO

46. MISCA が国際連合平和維持活動への最終的な変型を要求するかもしれないという AU と ECCAS の立場に留意しそしてこれに関連して国際連合平和維持活動への MISCA の可能性のある変型のために必要な準備に着手するという事務総長の意図を歓迎する。

47. 事務総長に対し、本理事会の将来の決定はそのような使節団を設立することを要求されるであろうことを強調しつつ、国際連合平和維持活動への可能性のある変型に対する緊急対処の準備と計画に速やかに着手することを要請する。

48. 事務総長に対し、AU と協議して、本決議の採択から遅くとも 3 か月以内に、2013 年 11 月 15 日付の事務総長報告書の第 45 項に言及された現場での適切な条件を叶えることに向けた進展の評価を含んで、国際連合平和維持活動への MISCA の可能性ある変型に関する勧告と共に、安全保障理事会に報告することを要請する。

## フランス部隊

49. MISCA をより良く支援するためフランス部隊の提案された強化を歓迎しそして AU 委員会に対し MISCA とフランス部隊との間の効果的な運用上の調整の設立に向けて活動することを奨励している 2013 年 11 月 13 日の AU-PSC コミュニケに留意する。

50. CAR におけるフランス部隊が、その能力と展開地区の範囲内で、また一時的な期間の間、上記第 28 項に規定されたその職務権限を遂行することにおいて MISCA を支援するためあらゆる必要な措置を講じることを承認し、フランスに対し、CAR におけるこの職務権限の履行について安保理に報告することおよび上記第 32 項に言及されたアフリカ連合による報告とその報告を調整することを要請しそしてその開始後 6 か月以内にこの職務権限を再検討することを決定した暫定当局に対し、とりわけ CAR の領域全体での妨害のない速やかなアクセスをともなった治安、安全および移動の自由を確保することによりフランス部隊の展開および作戦と十分に協力することを求めそして CAR の近隣諸国に対しフランス部隊の活動を支援するため適切な措置を講じることを更に求める。

## 人道原則、アクセス、資金提供および活動

51. 増加した不安定および人道支援要員に対する攻撃によって生じている CAR における人道状況の悪化および制限された人道アクセスに安保理の深刻な懸念を表明する。

52. 紛争に対する全ての当事者、とりわけ元セレカが、人道援助の提供における中立性、不偏性、人間性および独立を含む、人道支援の国連指導原則を尊重する一方で、人道組織および救援要員の迅速な、安全なそして妨害のないアクセス並びに必要としている住民に対する人道援助の時宜を得た提供を確保することを要求する。

53. 加盟国に対し、CAR の国内の人々および近隣諸国へ逃れた難民の連続している必要性をみたすための国際連合人道アピールに対して速やかに対応することを求めそして国連および人道機関による人道事業の迅速な実施をこの趣旨で奨励する。

## 制裁体制

### 武器禁輸

54. 本決議の採択の日から 1 年の初動期間の間、全ての加盟国は、自らの領域からの若しくは通過したまたは自国民による、あるいは自国籍の船または航空機を利用した、武器および兵器や弾薬、軍用車両や装備、準軍事用装備並びに前述の予備部品を含む、あらゆる型の関連物資の CAR に対する直接の若しくは間接の供給、売却または移譲並びに軍事活動に関連した、技術援助、訓練、財政的若しくは他の支援若しくは自国領域を起源とするか否かを問わず武装した報酬目当ての要員の提供を含むなんらかの武器および関連物資の提供、維持若しくは使用を防止するため必要な措置を直ちに講じるものとするを決定し、この措置は以下の事柄には適用されないものとするを更に決定する。

(a) MICOPAX、MISCA、BINUCA およびその防護部隊、AU-RTF 並びに CAR に展開したフランス部隊の支援若しくはそれらによる使用のためだけを意図した供給。

(b) 下記第 57 項に従って設立された委員会により事前に承認された、人道的若しくは防護的使用および関連した技術援助または訓練のためだけを意図した非殺傷軍事装備の供給。

(c) 国際連合要員、メディアの代表および人道並びに開発職員および関連要員により、彼らの個人

的使用のみのために、CAR に一時的に輸出された防弾チョッキおよび軍用ヘルメットを含む、防護用衣服。

(d) 象牙および武器の密猟、密輸および CAR の国内法に若しくは CAR の国際的な法的義務に違反した他の活動から守るためにサンガ川三国保護区に安全を提供する国際パトロールの使用のためだけを意図した小型武器および他の関連装備の供給。

(e) 委員会により事前に承認された、CAR の SSR 過程を支援若しくはそこでの使用のためだけを意図した、CAR 保安部隊に対する武器および他の関連する殺傷装備の供給。

(f) 委員会により事前に承認された、武器および関連物資の他の販売若しくは供給、または援助若しくは要員の提供。

55. 本決議第 54 項により禁止された品目の発見に基づいて、本決議第 54 項により禁止されたものの供給、売却、移譲若しくは輸出した品目を押収し、登録しそして処理する（破壊、作動不能とすること、保管若しくは処理のため出発地のまたは目的地の国以外の国家へ写すことなど）ことを全ての加盟国に権限を与えることまた全ての加盟国がそのようにするものとすることを決定しそして全ての加盟国はそのような取組において協力するものとするを更に決定する。

#### *将来の措置*

56. 暫定合意を脅かすか違反する行為に従事することによるか若しくは人権および国際人道法の違反、適用可能な国際法に違反して武力紛争における子どもの勧誘と使用、性的暴力を通じたものを含む、政治過程を脅かすか妨げるまたは暴力をあおる行為に対する支援に関与したか提供したこと、または CAR におけるダイヤモンドを含む、天然資源の違法搾取を通して違法な武装集団または犯罪ネットワークを支援すること、あるいは第 54 項で設定された武器禁輸に違反することにより、平和、安定および安全を損なう行為をした個人に対する渡航禁止および資産凍結を含む、対象を特定した措置を課すことを速やかに審議する安保理の強い意図を表明する。

#### *制裁委員会*

57. 安保理の仮手続規則の規則 28 に従って、以下の任務を遂行する、安保理の全ての理事国で構成する安全保障理事会の委員会（以下「同委員会」とする）を設立することを決定する。

(a) 加盟国によるこれらの措置の実施を強化し、促進しそして改善する目的で、上記第 54 および 55 項で課された措置の実施を監視すること。

(b) 第 54 項で詳述された行為に従事している可能性がある個人に関する情報をよく調べること。

(c) 上記で課された措置の実施を促進するために必要とされるような指針を設定すること。

(d) 同委員会の活動について安全保障理事会に 60 日以内に報告することそしてその後は同委員会により必要とみなされた時に報告すること。

(e) 同委員会と利害関係のある加盟国、とりわけ同地域の国との間の、措置の実施を話し合う同委員会と会合するために当該国家の代表を招請することを含む、対話を奨励すること。

(f) 上記で課された措置を効果的に実施するため全ての国家により取られた行動に関して有益であると安保理が考えるどんな情報でも全ての国家から求めること。

(g) 第 54 および 55 項に含まれた措置の申し立てられた違反若しくは不遵守に関する情報を調査しそして適切な行動をとること。

58. 全ての加盟国に対し、第 54 項を効果的に実施することを目的に全加盟国がとった措置について、本決議の採択から 90 日以内に同委員会に報告することを求める。

59. 事務総長に対し、同委員会と協議して、13 か月の初動期間の間、以下の任務を実行するため同委員会の指示の下で、5 人までの専門家集団（専門家パネル）を創設すること、そしてパネルの活動を支援するため必要な財政的および安全上の取極を行うことを要請する。

(a) 上記第 54 項において詳述された活動に従事している可能性がある個人の後の段階での可能性のある指定に関連した情報を同委員会に提供することを含んで、本決議で具体化された職務権限を実行することにおいて同委員会を支援する。

(b) 本決議において決定された措置の実施、とりわけ不遵守の出来事、に関して国家、関連する国際連合機関、地域的機構および他の利害関係のある当事者からの情報を集め、調査しそして分析する。

(c) 遅くとも 2014 年 3 月 5 日までに最新情報を、2014 年 7 月 5 日までに中間報告をそして遅くとも 2014 年 11 月 5 日までに最終報告を、同委員会と討議した後、安保理に提供する。

(d) 一覧表掲載のための理由の公に利用可能な説明概要のための生物学的情報や追加情報の提供を通したものを含んで、本決議の第 54 項により課された措置に違反した個人の一覧表に関する情報を洗練しそして更新することにおいて同委員会を支援すること。

60. 全ての当事者および全ての加盟国、並びに国際的、地域的および準地域的機構に対し、専門家パネルとの協力関係を確保することを促しそして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルの構成員の安全およびとりわけその職務権限を実行する専門家パネルのため個人、文書および場所に対する妨害のないアクセスを確保することを更に促す。

#### *継続的観察*

61. CAR における状況を継続的観察の下におき続けるものとする事および同国の安定において達成された進捗状況および本決議の遵守に照らして何時でも必要とされて場合、追加的措置、とりわけ資産の凍結、修正、措置の中止あるいは解除、を通して強化することを含む、本決議に含まれる措置の適切性を再検討する準備があるものとするを確認する。

62. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。